

14.5
399

14. 5-399
1200501216976

調查資料
第五輯
新興の興安省概観
興安總署調查科編



始



調査資料第五輯

新興の興安省概観

興安總署調査科

發行所寄贈本

凡例

一、本編の目的は興安省の概況を紹介するにある。

二、本編は本省の概況を過渡的時期に於て編纂したものなるを以て資料不完備の點多く、其内容に於て多少の變化なきを保し難い。

三、本編は當科に於て目下編纂中の「興安省内各旗縣事情」の前編である。

四、本編中意見に渉るものは擔當者の私見に過ぎない。

五、本編は科員五十嵐浩五郎の擔當に係る。



康徳元年九月

興安總署調查科



14.5-399



目次

第一章 總說.....一

第一節 滿洲國に於ける興安省の地位.....一

第二節 建國以前に於ける蒙旗の情勢.....一

(附記)

一、蒙旗の起源と沿革.....二

二、建國以前の東北盟部旗.....二

三、舊旗務公署の組織.....三

四、盟及盟長.....四

第三節 事變當時の蒙古の動勢.....四

第二章 地誌.....五

第一節 位置、面積、人口.....五

第二節 興安省内蒙古部族の分布.....六

第三章 行政.....八

第一節 施政概況.....八

第二節 興安省行政組織.....九



第三節	興安省行政組織表、興安總署、舊蒙務整理委員會	一〇
地方行政制度	興安分省公署、旗公署、縣公署	一一
第四節	地方行政區劃	一二
	(附記) 興安省劃入の舊蒙旗	一四
第四章	警察治安	一五
第一節	警察	一五
	興安警察局、自衛團	一五
第二節	衛生	一九
第三節	治安概況	二〇
第五章	財政	二一
第一節	概說	二一
第二節	豫算	二三
第六章	宗教教育	二五
第一節	宗教 (喇嘛教)	二五

第二節	教育	二八
第七章	產業	三一
第一節	牧畜業	三一
	一、概況	三一
	二、畜產品	三六
	三、畜產施設	三八
第二節	林業	四〇
	一、概況	四〇
	二、林區	四一
第三節	鑛業	四三
第四節	農業	四四
第五節	漁業	四六
	一、概況	四六
	二、產額及販路	四七



蒙古人の家
(上) 純牧地帯の移動包



(中) 農牧混着地帯の固定包



(下) 開拓地帯の漢人式蒙人土屋



(上) 羊と牧童

(下) 馬群





喇嘛廟
と
喇嘛塔



鄂
博

第一章 總 說

第一節 滿洲國に於ける興安省の地位

滿洲國の統治組織に於て最も深い意義を有するものがありとすれば、其れは興安省の存在にあるは論を俟たない所であらう。

興安省は蒙旗行政の歴史的沿革に鑑みて創設された特殊的統治區域にして恰も國內に於て半獨立的立場を保持して居り、形式的な統一行政より之を觀るときは幾多奇異の感を懷く者あるも、蒙古遊牧民族が政治的經濟的に没落した過程と其の没落に伴ふ漢蒙兩民族の複雑なる感情の阻隔並びに國內蒙古民族の地理的地位と國外蒙古に行はれつゝある政治的動向など、仔細に其の過去を省み、其の將來に思をめぐらすとき、蒙古民族を對照とする興安省の統治こそ民族的に、地域的に、政治的に又は經濟的に其處に無限の味ひがあり、無限の意義を存してゐるものである。

第二節 建國以前に於ける蒙旗の情勢

建國以前に於ける東北蒙古盟部旗は形式的には南京國民政府蒙藏委員會の統轄下にあつたが、實質的には東北政務委員會蒙務處の管理下にあつて、不徹底ながら所屬旗民に對する管轄治理權を行使して來たが、現在の東分省のみは布特哈八旗、墨爾根八旗の舊名稱のみ存し、蒙古人に對する實質的の管轄治理權を有しなかつた。要するに蒙旗の行政は次第に崩壞の一途を辿り、蒙古の勢力は漸次興安嶺を中心とする西部方面に壓迫縮少されつゝある情勢にあつた。この没落の原因は結局(一)漢民族の移民と其移民に依て行はれた經濟的の壓迫(二)清朝以來の對蒙政策に加へて



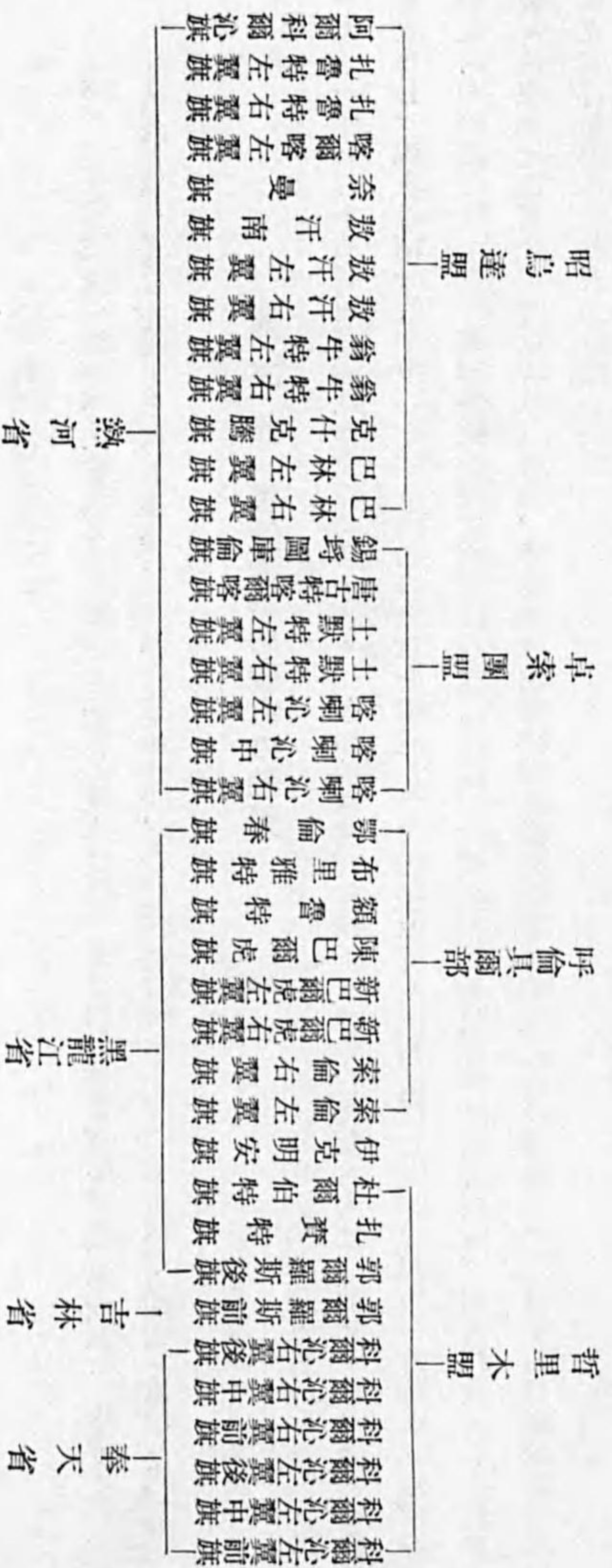
私利私慾を念とする舊東北軍閥の對蒙殖民政策の徹底強化に依るものであるが、蒙古人唯一の生産手段となる土地の侵蝕は、遂に漢人に對する反抗呪詛となり、漢民族に對する民族自決を叫ぶに至つたものである。

附記 (一) 蒙旗の起源と沿革。由來蒙古に於ける唯一の政治單位は旗である。旗は一個の自治行政區域にして、其名稱は清朝の建國に於て始まつてゐる。清朝は其の建國に當つて蒙古臣從の功勞に對し游牧地を與へ、八旗軍制に準じて部落に各々旗を組織せしめ、尊長一名を旗長(扎薩克)とし旗民を以て兵に充て、之を遊牧旗となした。而かして其區域(所謂蒙地)は萬里長城を以て支那本部と界し、柳條邊境に依て滿洲と接壤し、あまたの旗に區劃されたが、清朝は之に對して當初絕對に漢人の移住を禁止した。從て其の土地人民に對しては、一切之を旗長の自主に任せて、殆んど其行政に干渉せざる政策をとつたが、一方各旗間に於ける越境遊牧を禁止した爲め、各旗の連絡協同を失ひ、昔時の部族的活動は不可能となつた。之れは元の滅亡以來生存闘争を續けて來た蒙古人を優遇し、永久に清朝の恩澤を感じしめると共に無氣力、無彈力の民族たらしめんとの眞意に出でたものなることは言ふ迄もない。

然るに其後に至つて漢人の移住と政情の變遷に伴ひ、蒙古封禁政策は遂に破れて殖民實邊策となり、民國に至つては舊軍閥のあくなき侵略と壓迫を受け、加速度的に蒙旗の没落を來した。

(二) 建國以前に於ける東北蒙旗を列擧すれば左の三十九旗となるが、この外に舊名稱のみを存するものに黒龍江省管内に東布特哈八旗、西布特哈八旗、墨爾根八旗、齊々哈爾八旗があつた。

表統系旗部盟古蒙北東るけ於に前以國建



(三) 舊旗務公署(扎薩克公署)の組織

拜生達—哈板—包衣達—隨員

札薩克—協理台吉—管旗章京—管旗梅倫—管旗扎蘭—達筆帖式—學習筆帖式

(旗長)

地方(箭佐)組織
 參領—佐領—饒騎校
 (管箭札蘭) (昆都)
 地方(台吉)組織
 台吉族—伊克達—巴嘎達
 塔布囊 (族長) (副族長)

(四) 盟及盟長、盟は數個或は十數個の旗を總括する蒙古の最大行政區にして盟長及副盟長を置き、各旗長より推薦する。盟長は盟内各旗の行政を監視するも、直接旗内の行政には干與せず、各旗長に於て解決すること不可能なる問題を處理した。

第三節 事變當時の蒙古の動勢

一九三一年九月十八日所謂滿洲事變の勃發するや、多年舊軍閥の蹄鐵下に呻吟した蒙古人は、期せずして蒙古の自治を宣布し、現在の南分省を中心とする蒙古自治軍を編成して、邊境治安の維持に任じたが、翌年一月舊東北政權錦州假政府の倒潰に伴つて、建國要望の聲は次第に全滿に昂揚し、東北行政委員會の結成となり、蒙古代表として哲里木盟々長現興安總署長官齊默特色木丕勒、呼倫貝爾副都統現參議貴福等は率先之れに參畫し、二月十八日滿蒙新國家の獨立宣言を中外に發表するに至つた。

この劃期的な獨立宣言の發表に依り、建國工作運動は全滿に怒濤の如く擴がり、遂に三月一日滿洲國政府の名を以て建國宣言を公布し、興安省の創設を見るに至つたが、當時最も新國家の建設を熱望したのは蒙古民衆で、二月十八日

鄰家屯に於て開催された東蒙古各旗代表會議に於ける決議事項即ち建國の促進と蒙古自治行政區域の劃定、自治行政區域外居住蒙古人の保證等々數項は蒙古民族の宿望であり、滿洲建國に對する唯一の要望であつたことを銘記した。

第一章 地 誌

第一節 位置面積人口

興安省は國內西部の一大境壁を形成する廣汎な地域を占むる新設省にして、行政上東南北西の四分省に分れ、大體東北兩分省は黑龍江省より、南分省は奉天省より、西分省は熱河省より劃分されてゐる。其面積概算三十八萬四千六百平方軒にして滿洲國總面積の約四分の一、日本の本土と相伯仲し、東部は黑龍江奉天の二省、南部は熱河省に接し、西部は喀爾喀(外蒙)錫林郭爾、察哈爾の各蒙古及蘇聯に界してゐる。地形上本省の北部は興安山嶺斜走する爲め概して山岳地帯にして、之より源を發する河川は一つは東流して嫩江に注ぎ、松花江と合流し、一つは西流して額爾克納河に注ぎ、オノン河と合流して黑龍江となる、南部は深く滿洲平野に突き入り、潢河(錫喇木倫)は熱河省との境をなして東流してゐる。

總人口は其面積の廣大なるに比し、僅かに七十七萬二千七百餘人に過ぎず、大體日本の富山一縣の人口に比適してゐる、全く人煙稀薄の稱を免れない、而かして北分省北部にゐる露人約六千人を除いては、蒙漢約六・四の割合にして漢人は主として都市附近に蒙古人は概して原野に在住してゐるが、牧業時代を脱せざる蒙古人と、商業農耕を生活の

基礎とする漢人との状態を良く物語つてゐる。各分省別面積人口概算は左の如くである。

分省別	面積(單位平方料)	人口	備考	
			原有旗民	其他
興安東分省	一〇四、〇六〇	七五、一三九	三八、〇〇〇	三七、一三九
興安南分省	六六、五一三	三四〇、三三八	二五三、八〇〇	八六、五三八
興安西分省	五八、四四五	三二四、三三五	一一〇、三七七	一九三、九五八
興安北分省	一五五、六〇〇	四二、九〇〇	二七、一〇〇	一五、八〇〇
計	三八四、六一八	七七二、七二二	四三九、二七七	三三三、四三五

備考 管外に於ける國內蒙古人は約七十五萬人である。

第二節 興安省內蒙古部族の分布

蒙古の名稱は古來部名にして種族名ではなかつた。

蒙古部はもと海拉爾附近を根據地として、遊牧生活を營んでゐた極めて微弱な一部族に過ぎなかつたが、其後漸次外蒙翰難河上流不兒罕山附近に移住し、十三世紀の初め頃に至つて英雄成吉思汗を生み出した。かくて成吉思汗の成長するに及んで、順次附近の部落を蠶食併合し、各部族を混成し、次第に其勢力を擴充するに伴ひ、蒙古部の名は蒙古族を代表する名前となるに至つた。

各 旗 縣 別 面 積 人 口 表 (大同二年十二月調)

分 省 旗	面 積	原 有 旗 民		漢 滿 族		朝 鮮 族		日 本 族		白 系 露 人		蘇 聯 人		其 他 人		總 計	
		戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	總 數	戶 數	人 口
東 分 省	104.060	6.320	38.000	6.113	36.700	9	59	36	138	14	93	16	79	13	65	12.521	75.139
巴 彥 旗	41.930	1.300	8.000	110	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.410	8.700
莫 力 達 瓦 旗	20.910	1.670	10.000	1.050	6.400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.720	16.400
阿 榮 旗	8.020	1.100	6.500	1.370	8.200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.470	14.700
布 特 哈 旗	20.690	2.000	12.000	3.500	20.900	9	59	36	138	—	—	16	79	13	65	5.574	33.241
喜 扎 嘎 爾 旗	12.510	250	1.500	83	500	—	—	—	—	14	98	—	—	—	—	347	2.098
南 分 省	66.513	42.510	253.800	13.990	84.000	453	2.241	71	297	—	—	—	—	—	—	57.024	340.338
科爾沁左翼前旗	2.618	1.670	10.000	330	2.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.000	12.000
科爾沁左翼後旗	7.376	6.170	37.000	2.100	12.600	248	1.263	36	149	—	—	—	—	—	—	8.554	51.012
科爾沁左翼中旗	17.472	19.000	113.000	6.170	37.000	70	285	2	2	—	—	—	—	—	—	25.242	150.287
科爾沁右翼中旗	12.578	6.500	38.800	2.030	12,200	3	10	—	—	—	—	—	—	—	—	8.533	51.010
科爾沁右翼前旗	11.963	3.500	21.000	830	5.000	126	643	33	146	—	—	—	—	—	—	4.489	26.789
科爾沁右翼後旗	6.280	1.170	7.000	2.200	13.200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.370	20.200
扎 賚 特 旗	8.226	4.500	27.000	330	2.000	6	40	—	—	—	—	—	—	—	—	4.836	29.040
西 分 省	58.445	21.634	120.377	33.545	193.498	70	460	—	—	—	—	—	—	—	—	55.249	314.335
扎魯特左翼旗	50.30	894	4.361	642	2.736	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.536	7.097
扎魯特右翼旗	7.230	1.040	4.587	576	2.546	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.616	7.133
阿爾科爾沁旗	14.100	4.290	18.879	2.559	10.056	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.847	28.935
巴 林 左 翼 旗	7.530	2.500	15.000	1.670	10.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.170	25.000
巴 林 右 翼 旗	4.540	3.330	20.000	830	5.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.160	25.000
克 什 克 騰 旗	16.320	9.330	56.100	9.610	57.700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18.940	113.800
開 魯 縣	1.430	150	950	11.660	69.960	70	460	—	—	—	—	—	—	—	—	11.880	71.370
林 西 縣	2.265	100	500	6.000	35.500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.100	36.000
北 分 省	155.600	4.537	27.100	1.850	10.000	—	—	—	—	760	5.500	—	—	—	—	7.147	42.900
索 倫 旗	27.260	1.200	7.400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.200	7.400
新巴爾虎左翼旗	25.350	1.500	8.700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.500	8.700
新巴爾虎右翼旗	33.760	750	4.500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750	4.500
陳 巴 爾 虎 旗	18.820	900	5.400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900	5.400
額爾克納左翼旗	24.590	—	—	410	1.700	—	—	—	—	760	5.500	—	—	—	—	1.170	7.200
額爾克納右翼旗	25.820	170	1.000	170	1.000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	340	2.000
海 拉 爾 舊 市	—	17	100	1.270	7.600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.287	7.700
總 數	384.618	75.001	439.277	55.498	324.498	532	2.760	107	435	774	5.598	16	79	13	65	131.941	772.712

第二節 興安省內蒙古部族の分布

蒙古の名稱は古來部名にして種族名ではなかつた。蒙古部はもと海拉爾附近を根據地として、遊牧生活を營んでゐた極めて微弱な一部族に過ぎなかつたが、其後漸次外蒙幹難河上流不兒罕山附近に移住し、十三世紀の初め頃に至つて英雄成吉思汗を生み出した。かくて成吉思汗の成長するに及んで、順次附近の部落を蠶食併合し、各部族を混成し、次第に其勢力を擴充するに伴ひ、蒙古部の名は蒙古族を代表する名前となるに至つた。

本省内蒙古族の分布地域は大體左の如くである。



備考

索倫部、鄂倫春部の二部は元來滿洲族なるも殆んど蒙古化する爲め茲に表記した。
この外東分省北方區域及興安嶺山脈北部地方には滿洲族である掛爾察、特格部の二部あるも蒙古化しつつある。

第三章 行政

第一節 施政概況

建國年度に於ける興安總署は全く管轄各機關の創設に没頭の時期であつた。興安省は奉、吉、黒の各省と異り新設省である爲と、呼倫貝爾副都統公署以外に分省を管轄し得る已設の地方行政機關が無かつた爲め先づ各分省及各旗の地方機關の設置と、此等諸機關の設置に伴ふ官制法令の制定に専念したが、更に呼倫貝爾事變と熱河討伐に伴ふ設治工作開始され、之が善後處置と各機關の創設に全力を傾倒した。二年度に入つては治安の回復に伴ひ、施政漸く邊境に及ぶに至つた爲め懸案中の地方制度の刷新充實を圖るべく第一回各分省地方科長會議を開催し、次いで各分省各旗に參事官制を確立し、直接蒙旗行政の指導に當らしめることとなり、諸政漸く其の軌道に入るに至つた。然し省外十八蒙旗に對しては、まだ明確なる方針決定せられず、蒙旗行政の運用上支障を來すもの尠からず頗る遺憾とされてゐたが關係各機關と交渉の結果、改革具體案も略々成り、近く實現の運びに至つた。

(參 考)

興安總署官制 大同元年三月九日教令第十一號を以て公布の興安局官制中 大同元年八月三日教令第六十八號を以て「局」を「總署」と改稱し、更に大同二年教令第三十號を以て官制の一部を改正

興安分省公署官制 大同元年四月五日教令第十七號を以て公布 大同元年教令第七十一號 大同二年教令第三十一號 第三十七號 第九十號を以て官制の一部を改正

興安省興安各分省及各旗行政區劃

大同元年六月二十七日教令第三十九號を以て公布 大同二年五月十日教令第三十八號を以て其一部の改正を行つたが、其後大同二年七月十二日教令第五十九號を以て新に行政區劃を制定公布し更に康徳元年四月二十七日教令第三十七號を以て南分省一部の行政區劃を改正

舊蒙務整理委員會官制 大同元年六月二十七日教令第四十一號を以て公布、大同元年教令第七十三號を以て官制の一部を改正

旗 制 大同元年七月五日教令第五十六號を以て公布、其後大同元年教令第七十五號大同二年教令第九十一號を以て旗制の一部を改正

興安警察局官制 大同元年十二月二十八日教令第二百二十五號を以て公布 其後大同二年教令第五號及同年教令第六十七號を以て官制の一部を改正

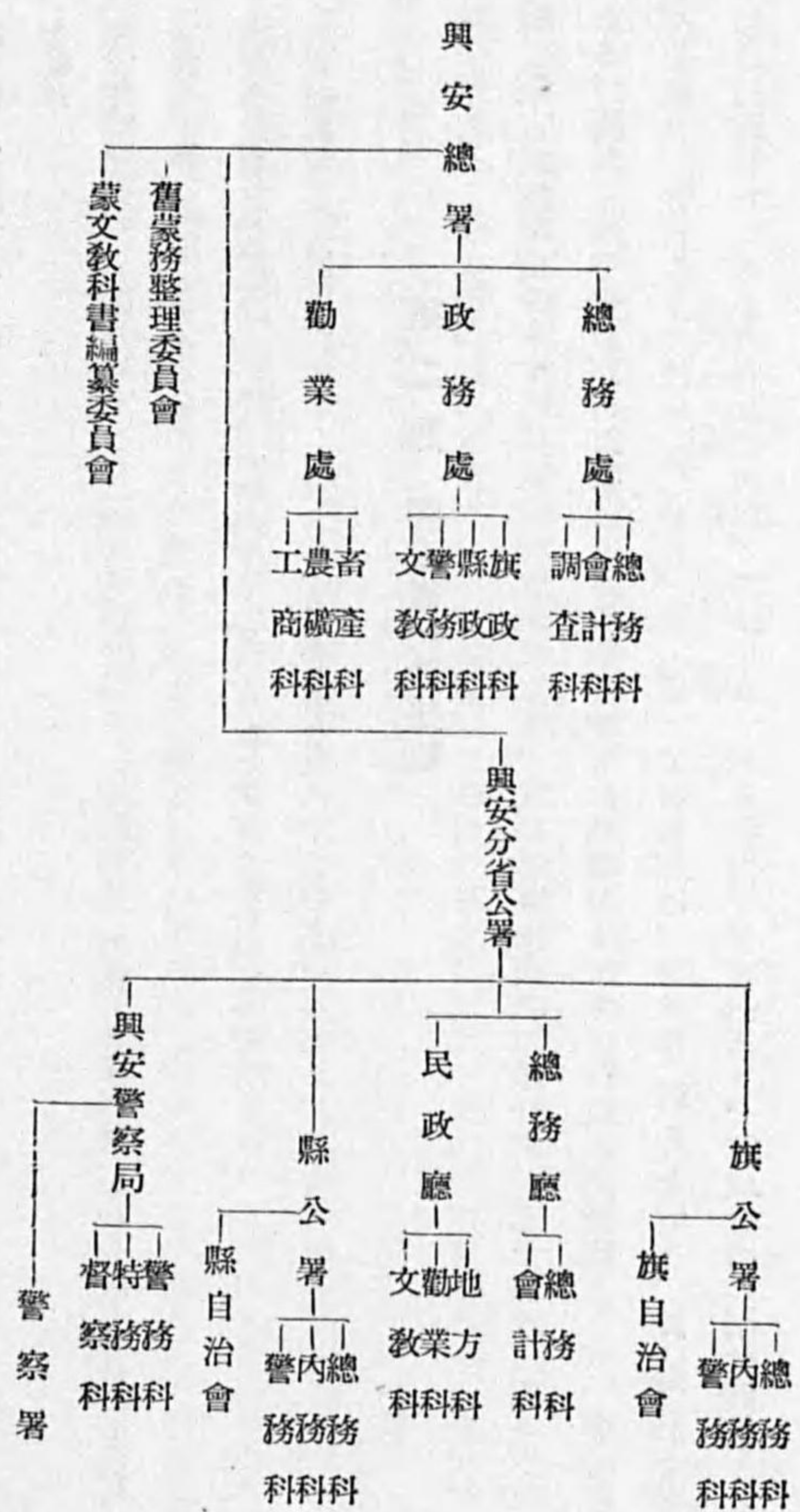
興安各分省各旗地保全の件 大同元年十一月三日教令第一百五號を以て公布

興安省處理司法事務暫行辦法 大同二年十月五日教令第八十一號を以て公布

第二節 興安省行政組織

興安省は蒙古民族を對照とする特殊の行政區にして、之れを東南西北の四分省、二十四旗二縣一市に行政區域を劃分してゐる。而かして中央最高行政機關である興安總署の直隸の下に地方行政最高機關として、各分省公署を設け、各分省長を置き、分省の下には旗(縣)あり、旗(縣)公署を設け、各々旗(縣)長を置き、旗(縣)制を敷いてゐる。尙ほ分省には行政長官である分省長の外に、軍政長官である警備司令官があり、軍政分治の制は嚴然として區別されてゐる。

興安省行政組織表



興安總署 興安總署は國務院に隸屬し總務處、政務處、勸業處の三處を置き、興安省内に於ける一般行政事項を管掌し別に定むる地域内の蒙古旗務に關して國務總理大臣を輔佐する。長官は原則として各部大臣に對立し、省内の行政事項に關しては、職權又は特別の委任に依り署令を發し、其の主管事務に付て法律敕令院令の制定廢止及改正の必要ありと認むるときは案を具して總理大臣に提出することが出来る。又興安各分省長の命令處分にして成規に違ひ公益を

害し或は權限を越ゆるものありと認むるときは、之を取消し又は停止することが出来る。而かして總務處は機密に屬する事項、官印の管守及文書に關する事項、人事に關する事項、會計調査及庶務に關する事項を管掌し、政務處は地方行政、自治行政に關する事項、警察及地方自衛に關する事項、宗教、教育に關する事項を管掌し、勸業處は牧畜に關する事項（馬に關する事項を除く）農鑛に關する事項、商工に關する事項を管掌してゐる。

舊蒙務整理委員會 本委員會は大同元年敕令第四十一號を以て定められた興安省の地域外に於ける舊蒙務整理の爲設けられたもので、興安總署の管理に屬し、其の整理改革に關して、長官の諮問に應じ又は建議を爲すことが出来る。

第三節 地方行政制度

地方行政最高機關として東南西北の四分省公署を置き、其下級行政機關に旗公署及縣公署を置いてゐる。旗公署は旗制に依り、其行政區劃内の旗及旗住民に關する行政を掌り、縣公署は縣官制に依り、縣及縣住民に關する行政を掌る。

興安分省公署 分省長は興安總署長官の指揮監督を承け、法令を執行し、分省内の行政事務を管理し、所部の官吏を指揮監督する。且つ分省内の行政事務に關し、職權又は特別の委任に依り分省令を發し管下の各旗長を指揮監督し、若し旗長の命令處分にして成規に違ひ公益を害し又は職權を越ゆるものありと認むるときは、其の命令又は處分を取消し若しくは停止することが出来る。

而かして分省公署に總務廳、民政廳の二廳を置き、總務廳は機密人事、文書印の管守、會計、官有財産の管理及他廳に屬せざる事項を管掌し、民政廳は自治行政の監督、土木、交通、官營事業の管理、警察保健、衛生、勸業及文教の諸事項を管掌してゐる。

旗公署 旗は法人として國家の監督を承け、法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依り旗に屬する事務を處理し、且つ興安總署長官の認可を受けて、其の住民の權利義務及自治事務に關し、旗條例及旗規則を制定することが出来る。而して旗公署に總務科、內務科、警務科の三科を置き人事文書、會計、旗内自治團體公共組合の監督、教育、宗教、勸業、土木其他の地方行政事項並に警察衛生に關する事務を管掌してゐる。

又旗には署令を以て指定された旗自治會を置いてゐる。旗自治會は五名乃至二十一名の委員を以て之を組織し、旗の歲出入豫算及決算、旗税及使用料手數料夫役並に現品の賦課徵收豫算外の支出、旗條例の制定及改廢、基本財産備荒施設の設置管理及處分、並に旗長に於て重要なりと認められた事項は、旗自治會の議決を経ることになつてゐる。又旗住民に對し旗稅夫役及現品を賦課徵收することが出来る。尙ほ旗長を補佐して旗行政の機務に參畫する參事官の制度がある。

縣公署 本省内には西分省に開魯、林西の二縣があるが兩縣は漢人の居住大部分を占めて居る爲と其行政の沿革に鑑みて、旗と區分し自治縣制を敷いた所以である。縣制により縣及縣住民に關する行政を掌ること、民政部管下の諸縣と何等の變りはない。

第四節 地方行政區劃

本省は行政上東南北西の四分省に分れ、東分省は現在之れを五旗に、南分省は七旗、西分省は六旗二縣、北分省は六旗一市に各々行政區域を劃分されて居る。各分省及各旗縣市公署所在地名を表示すれば左の如くである。

分省旗縣市公署所在地

分省別及分省公署所在地	旗 縣 市 別	公署所在地名
興安東分省 (扎蘭屯)	喜扎嘎爾旗 布特哈旗 阿榮旗 莫力達瓦旗 巴彥旗	索倫 扎蘭屯 紅花櫟子 布西 和禮屯
興安南分省 (達爾罕王府辦事處鄭家屯)	科爾沁左翼前旗 科爾沁左翼後旗 科爾沁右翼中旗 科爾沁右翼前旗 科爾沁右翼後旗 扎賚特旗	西扎哈齊 吉爾嘎朗圖塔拉 巴彥塔拉 代欽塔拉 烏蘭哈達 察爾森 巴彥哈喇
興安西分省	扎魯特左翼旗 扎魯特右翼旗 阿爾科爾沁旗 巴林左翼旗	魯北 桃兒山 崑都 林東

(開魯)		巴林右翼旗	大板
林開	克什騰旗	經棚	上
林西	魯縣	開魯	西
興安北分省		索倫旗	南
(海拉爾)	新巴爾虎左翼旗	阿穆古	屯
海拉爾市	新巴爾虎右翼旗	阿爾坦	喇
	陳巴爾虎旗	巴彥庫	仁
	額爾克納左翼旗	奈勒穆	圖
	額爾克納右翼旗	吉勒穆	圖

〔附記〕興安省劃入の舊蒙旗。本省行政區域に劃入された舊東北蒙旗は、哲里木盟の七旗（現在の南分省管内）科爾沁左翼前旗、科爾沁左翼後旗、科爾沁右翼中旗、科爾沁右翼前旗、科爾沁右翼後旗、科爾沁右翼中旗、扎賚特旗、昭烏達盟の六旗（現在の西分省管内）巴林右翼旗、巴林左翼旗、克什克騰旗、扎魯特左翼旗、扎魯特右翼旗、阿爾科爾沁旗、呼倫貝爾部の八旗（現在の北分省管内）索倫左翼旗、索倫右翼旗、新巴爾虎左翼旗、新巴爾虎右翼旗、陳巴爾虎旗、額魯特旗、布里雅特旗、鄂倫春旗並に西布特哈八旗、墨爾根八旗の一部（現在の東分省管内）にして北分省は其後六旗一市に整理され、東分省は其成立と共に新たに旗名を附した。

尙ほ蒙旗行政の確立に伴つて廢止された縣治は東分省管内に於て雅魯、索倫、布西（設治局）の三縣、西分省に於て魯北、天山

林東（以上設治局）經棚の四縣、北分省に於て呼倫、贖濱、室蓋、奇乾の四縣である。

第四章 警察治安

第一節 警察

本省に於ける警察行政は、興安總署長官之を統轄し、興安總署政務處に警務科を設けて、管内に於ける警察及地方自衛並に衛生に關する事項を掌理せしめ、東南西北の四分省に各々興安警察局を設けて、分省内に於ける警察事務を掌理し、各旗（縣）に亦警務科を設けて旗（縣）自衛團を指揮し、旗（縣）内の警務を掌り、地方獨特の實情に則する警察行政を實施してゐるが、最近に於ける治安情勢の動向と警察機關の擴充に伴ひ、現在の警察機構を以てしては、其運用上不備の點あるを免れない状態に立至つたので、現有警察組織の一部改革を斷行し、警察並に自衛團の統制指揮權を充分に發揮せしめ、其の運用を容易ならしむべく目下立案中である。

興安警察局 興安警察局は分省長の管理に屬してゐる。警察局長は分省長の指揮監督を承け、管轄區域内に於ける警察、消防及特に分省長の指定する衛生事務を管掌し、職權又は特別の委任に依り局令を發し、非常急變に際し兵力を要するときは、地方駐劄軍隊の司令官に對し出兵を要求することが出来る。又局長は警察署長の處分又は命令にして成規に違ひ公益を害し權限を侵すものありと認むるときは、其處分又は命令を取消し又は停止することが出来る。而かして警察局には警務科、特務科、督察科の三科を置き、警務科は治安警察、保安警察、司法警察、衛生警察並びに消防其他他科の主管に屬せざる事項を管掌し、特務科は高等警察、外事警察及警察情報に關する事項を管掌し、督

察科は警察事務の督察、指導、其他特に命ぜられた事項を管掌してゐる。

興安警察局所在地及管轄區域

局名	所在地	區域	署分署及分駐所
扎蘭屯興安警察局	扎蘭屯	興安東分省	扎蘭屯署 博阿大 克河榮 圖灣旗
達爾罕王府興安警察局	鄭家屯	興安南分省	巴彥塔拉署 鄭茂 林家廟 章古塔 寶營 萬寶 後新 葛拉 扎特 四品 那各 八得 力板
			崑都署 魯西 扎魯 北特
			代欽塔拉署 高力板
			王爺廟署
			寶圖旗署
			巴彥塔拉署 鄭茂 林家廟
			索倫署 金銀溝
			布西署 哈巴彥

興安各分省自衛團及團員數

分省別	旗縣別自衛團名	團員數(名)
開魯興安警察局	開魯	大板上署 林東
海拉爾興安警察局	海拉爾	海拉爾署 奈勒穆圖署 吉拉林 吉勒穆圖署 ナ 扎賚諾爾署 牙克石署 ガワニ 甘珠兒署 ハロンアルシヤン 阿爾坦敖喇署 ハンベンスム
興安東分省	喜扎嘎爾旗自衛團 布特哈旗自衛團 阿榮旗自衛團 莫力達瓦旗自衛團 巴彥旗自衛團	四〇 一三三 一五三 一二五 七五

興安南分省	科爾沁左翼前旗自衛團	二六〇
	科爾沁左翼後旗自衛團	一、〇〇〇
	科爾沁左翼中旗自衛團	一、五〇〇
	科爾沁右翼中旗自衛團	五〇〇
	科爾沁右翼前旗自衛團	三五〇
	科爾沁右翼後旗自衛團	二〇〇
計	扎賚特旗自衛團	五二九
	計	四、三三九
興安西分省	扎魯特左翼旗自衛團	二二二
	扎魯特右翼旗自衛團	二二二
	阿爾科爾沁旗自衛團	二六一
	巴林左翼旗自衛團	三三四
	巴林右翼旗自衛團	三三三
	克什克騰旗自衛團	四九九
	開魯縣自衛團	三六四
	林西縣自衛團	一七〇
	計	二、三六四
	總計	七、六八七

興安北分省	索倫旗自衛團	八七
	新巴爾虎左翼旗自衛團	八四
	新巴爾虎右翼旗自衛團	五三
	陳巴爾虎旗自衛團	五三
	額爾克納左翼旗自衛團	一〇
	額爾克納右翼旗自衛團	七一
計	計	三五八
總計	計	七、六八七

参考 蒙旗は元來八旗軍制に準じて軍制的に編成され、佐領を以て旗編成の基礎とした。一佐領は壯丁百五十人を以て編成され、五十人を以て常備兵とした。其後各旗の事情に依て、この制度は嚴守されず、名稱又各旗に於て之を異にした。建國後は之を一律に自衛團に改稱した。

第二節 衛生

本省内に於ける衛生行政は、興安總署警務科（衛生股）に於て之を管掌し、地方に在つては、分省長の指揮監督の下に警察局、警察署、旗公署に衛生股を設け、極力衛生思想の普及に努め、衛生状態の改善を測りつゝあるが、衛生施設の不備と衛生觀念の缺如に加へて、地域の廣汎に亘る爲、其效果は一朝一夕に之を期待し難い。大同二年度よりは管内主要地に公醫を配置し、診療に従事せしめ、警察官と協力して、専ら保健衛生防疫一切の事項を執掌せしめてゐ

るが、更に廟會其他開市を利用して、隨時施療班を派遣してゐる。

興安省公醫配置及受持區域

分省別	配置場所	受持區域
興安東分省	布西	莫力達瓦旗、巴彥旗
興安南分省	王爺廟	南分省管内
興安西分省	大板上	西分省管内
興安北分省	海拉爾 奈勒穆圖	索倫旗、新巴爾虎左、右兩旗、海拉爾市 額爾克納左翼旗、額爾克納右翼旗

第三節 治安概況

本省管内に於ける治安は從來其地域的、民族的關係よりして他省に比較すれば、概して平穩に維持せられたが、呼倫貝爾事變と熱河討伐に伴ひ、殘匪が各地に蠢動せる爲、元年度より二年度に亘つては依然として不安の禍根を除き得なかつた。其後日滿軍の分散配置に伴ひ、興安省治安維持會組織せられ、警備機關の充實と之が統制の下に各分省管下の警察署及自衛團を動員し、一齊に掃匪を敢行し、民間武器の買収と宣撫工作を實施せる結果、現在は一部小區域を除き全く匪影を沒し、治安恒久の基礎漸く確立するに至つた。

第五章 財政

第一節 概説

建國以前に於ける蒙旗は其行政の沿革に於て全く特殊の事情を存してゐた爲、各蒙旗全般を通じて財政を統轄する機關は勿論存在しなかつた。由來旗に於ける財政は旗長の管理する所にして、旗長と旗公署との關係は、總括的に之を觀れば、旗公署即ち扎薩克(旗長)公署であり、旗收即ち旗長の收入であり、この間財政上何等の區別あるを認められなかつた。元來蒙古人は牧畜を以て唯一の伴侶とし、必要に應じ之を漢人行商と交易して生活必需品を求め、悠々として生計を營んで來たが、土地の開墾に伴ふ漢人の侵入は、漸次蒙古人の生活形態に變化と壓迫を加ふるに至つた。故に開拓地帯と未開拓地帯とに依て、著しく其の形態を異にし、未開拓地帯が依然として蒙古の舊態を存續してゐるに反し、開拓地帯には蒙古人の耕作に従ふものも多く、其の生活様式も殆んど漢人と類似してゐる。従て旗收入も當然開拓地方は蒙租及畝捐を主とするに反し、未開拓地帯は牲畜稅羊草捐を主としてゐる。本省管内の各旗收入を各分省別に看れば、東分省は熟地捐及木植捐を、南分省は蒙租、稅捐津貼及畝捐を、西分省は畝捐及牧畜捐を主とし、北分省に在つては牲畜稅、羊草捐を主としてゐる。

(註) 蒙租とは蒙地開放地帯より徵收する一種の地稅にして普通國庫と蒙旗と四對六の割合を以て配分する。本省管内に於ては南分省の蒙旗のみに限らる。南分省各蒙旗の開放地帯に於ける徵稅地總面積は約二、八〇〇、〇〇〇畝、之に對する總收入約一、一五〇、〇〇〇元にして、蒙旗より開放各縣下に徵稅吏を派遣して徵稅事務に當らしむ。所謂蒙租徵收局である。最近實收は其の約六、七割に過ぎない。

要するに建國以前に於ける蒙旗の財政は之を特に財政として論ずるよりも、寧ろ之を旗長の私經濟と稱し得られるであらう。而かも各旗收支状態の眞像は、復雜亂脈にして、制度上の缺陷に伴ふ幾多の弊害すら生ずるに至つた。興安省成立するに及び蒙旗財政確立の緊急なるに鑑み、調査員を派遣して各旗財政の根本的調査に着手し、更に各分省地方科長會議を召集して、蒙旗財政の改善具體案を討議せしめ、旗制に則り着々として改革を斷行し得るに至つた。

第二節 豫 算

大同元年度に於ける興安總署所管豫算は、建國早々年度豫算を確立するを得なかつた爲、三月より八月迄は月豫算として計上し、九月より年度豫算の配付を受け實行した。

大同元年度に於ける興安總署及興安分省公署並に所屬各機關歲出概算を示せば左の如くである。

一、大同元年度歲出豫算

經 常 部	一、三二一、四二七・九四元
1、興安總署	三二八、三七八・五六
2、興安分省公署	五九一、二三五・七〇
3、興安警察費	三九四、四五三・六八
4、各項支出費	七、三六〇・〇〇
臨 時 部	九四、九五九・〇八
1、呼倫貝爾事變善後費	六一、七二〇・五三

2、臨時豫防獸疫費其他 三三、二三八・五五

尙ほ他に各旗公署に對し行政補助費として二二八、八七七・二元及補助班禪喇嘛費九、六〇〇元を支出した。

二、大同二年度歲出豫算 (自大同二年七月至康德元年六月)

經 常 部	二、〇四二、五八八・七三元
1、興安總署	四二六、九三二・五九
2、興安分省公署	四七一、八六〇・二六
3、興安警察局	七七九、三八〇・〇一
4、補 助 費	三五四、三〇七・八七
補助旗縣費	二九七、五八一・四一
補助蒙民教育費	四七、一二六・四六
補助班禪喇嘛費	九、六〇〇・〇〇
5、各項支出費	一〇、一一八・〇〇
臨 時 部	七一、一九〇・六二
1、畜產改良費其他	一〇、九一四・六〇
2、臨時調査費	一一、〇九九・七四
3、防 疫 費	四八、一七六・二八

三、大同二年度各旗縣歲出入豫算 (自大同二年七月至康德九年六月)

旗縣別	歲入	歲出	補助費
總額	一、五四一、七六六	一、八二〇、九四八	二七九、一八二
興安東分省	四四、六七六	一一二、〇三七	六七、三六一
喜扎嘎爾旗	三、三二〇	一一、六七一	九、三五二
布特哈旗	一六、五七一	二九、三七〇	一二、七九九
阿榮旗	七、四八三	一九、三三〇	一一、八四七
莫力達瓦旗	九、四六四	二六、一七六	一六、七二二
巴彥旗	七、八三八	二四、四九〇	一六、六五二
興安南分省	一、二〇〇、七〇一	一、二四一、八七七	四一、一七六
科爾沁左翼前旗	三九、一一〇	四五、二六四	六、一五四
科爾沁左翼後旗	七七、五五〇	八二、九〇二	五、三五二
科爾沁左翼中旗	七〇九、八五〇	七一四、六五九	四、八〇九
科爾沁右翼中旗	二四、七三二	四五、〇八五	二〇、三五三
科爾沁右翼前旗	九五、六四四	九八、〇八二	二、四三八
科爾沁右翼後旗	三七、一一二	三八、一一二	一、〇〇〇
扎賚特旗	一一六、七〇三	一一七、七七三	一、〇七〇
興安西分省	二六六、四六四	四〇〇、三二八	一三三、八六四
扎魯特左翼旗	二〇、一一七	三〇、一一七	一〇、〇〇〇
扎魯特右翼旗	二〇、一一七	三〇、一一七	一〇、〇〇〇

阿爾科爾沁旗	二五、四一八	三五、四一八	一〇、〇〇〇
巴林左翼旗	三一、二六六	四四、九八四	一三、七一八
巴林右翼旗	三五、六五六	四四、四一四	八、七五八
克什克騰旗	二八、七二〇	五二、五〇四	二二、七八四
開魯縣	五〇、六六〇	九二、五七四	四一、九一四
林西縣	五四、五一〇	七〇、二〇〇	一五、六九〇
興安北分省	一一九、九二五	一六六、七〇六	三六、七八一
索倫旗	二〇、七一	三二、三八〇	一一、六六九
新巴爾虎左翼旗	二七、二四三	二七、九七二	七二九
新巴爾虎右翼旗	一八、九二五	二二、七四〇	四、八一五
陳巴爾虎旗	一四、六七六	二五、一九〇	一〇、五一四
額爾克納左翼旗	四〇、九三二	四六、七七二	五、八四〇
額爾克納右翼旗	七、四三八	一〇、六五二	三、二一四

備考 補助費は行政補助費及參事官經費を含む。

第六章 宗教、教育

第一節 宗教(喇嘛教)概況

本省管内に於ける宗教は喇嘛教、佛教基督教及原始宗教として薩滿教あるも、薩滿教は主として東分省及北分省内一部に信仰されるに過ぎない。蒙古人の社會を最も力強く握持してゐるのは喇嘛教で、彼等の生活も教育も政治も之を

引離しては、何ものをも考へ得られない根強い勢力を有してゐる。喇嘛教が蒙古に傳はるに至つたのは、元の忽必烈が龍大なる版圖の統一を圖らんが爲、宗教の力を利用せんとし、時の大喇嘛に西藏の政權を委ね、喇嘛教を汎く亞細亞大陸に布教せしめたのに因る。其後喇嘛教の勢力は次第に蒙古人に擴がるに至つたが、清朝に及んで蒙古懷柔策として之を利用し西藏の達賴、班禪兩喇嘛に尊號を與へ、外蒙に於ては哲佈尊丹巴を神聖活佛に封じ、内蒙に於ては章嘉を封じて活佛となし大いに之を尊崇優遇した。又蒙古人をして喇嘛たらしむる優遇法を制定し、喇嘛に對しては一切の國家義務を負擔せしむることなく、他人の尊崇と、他人の供養とを以て人生を送り得る特權階級たらしむるに至つた爲、無智なる蒙古人は好んで喇嘛となることを願ひ、當初は次男以下悉く出家して喇嘛となるの習慣を生ずるに至つた。從て徒食して毫も生産に従事しない喇嘛の増加は、經濟的にも蒙古を行詰らせた一原因ともなるに至つた。元來喇嘛教は佛教の一種にして「身成佛無上」を教旨とするものであるが、後世無智の喇嘛續出し、漸次神聖なる教義を没却し、今日の弊害を作つたものである。

此の如く喇嘛教は深く蒙古人の腦裡に感染し、牢固として抜くべからざる根強き勢力を有してゐるが、時代の趨勢は漸次昔時の勢力を失ふに至り、其の弊を痛感する蒙古有識者間には、喇嘛教に對する改革案も事實問題として考究されるに至つた。本省に於ける宗教務は政務處文教科に於て之れを管掌してゐるが、喇嘛教の蒙古人社會に於ける地位を考慮し、その進歩改善に導くべく萬全を期してゐる。尙ほ康徳元年七月日本に於て開催された汎亞細亞佛教大會には、管内各分省より喇嘛僧代表を派遣した。管内に於ける著名なる喇嘛廟としては、西分省のハン廟、バチロス廟、ノンナイ廟、昭廟、南分省の葛根廟、莫力廟及北分省の甘珠爾廟を擧げることが出来る。

興安省喇嘛廟及喇嘛數

分省及旗別	廟數	喇嘛數
總數	二八三	一七、八七六
興安東分省	三	九
喜札嘎爾旗	二	八
布特哈旗	一	一
興安南分省	一六二	七、八〇六
科爾沁左翼前旗	一二	五一八
科爾沁左翼後旗	四三	一、七二八
科爾沁右翼中旗	七六	三、四七四
科爾沁右翼前旗	一五	七六四
科爾沁右翼後旗	七	八三七
科爾沁右翼後旗	三	一三一
扎賚特旗	六	三五四
興安西分省	七〇	六、三四〇
札魯特左翼旗	五	四〇〇
札魯特右翼旗	七	六三七
阿爾科爾沁旗	一七	二、四七七
巴林左翼旗	一三	八九〇

巴林右翼旗	一四	一、六五三
克什克騰旗	八	二三五
林西縣	六	四八
興安北分省	四八	三、七二一
索倫旗	四	七八四
新巴爾虎左翼旗	二〇	一、二六六
新巴爾虎右翼旗	一八	一、五三五
陳巴爾虎旗	一	一三〇
海拉爾市	五	六

第二節 教育概況

蒙古に於ける教育は由來地域的政治的影響を受け、極めて不振にして、其施設の見るべきもの殆んど無く、一般智識の涵養に必要な書籍の如きも、民間に散在するものは甚だ少ない。殊に蒙文を以て編纂されたものは、指を屈するに過ぎない。従て官吏の如き地位にあるものを除いては、一般蒙古人にして文字を解するもの其數極めて少なく比較的文字に縁のある喇嘛に至つても、自らの特殊的地位に甘んじて遊惰に流れ其智識の程度は全く問題とするに足らない。

これは清朝以來蒙古に對する歴代の教育政策が、全く愚蒙政策にあつた爲でもあるが、廣漠たる原野に牧畜を以て生業とした蒙古人の生活状態が、其子弟を教育するのに極めて不便であり又其必要を生じなかつたのに因るものである。

然し漢土文化の進入に伴ひ教育施設の必要は益々痛感されるに至り、心ある王公間には早くも學校を開設し、教育を普及するものあつたが、其組織は依然として舊體を脱しなかつた。現在開拓地方に於ては、蒙文以外に漢文を解するもの非常に多く、其程度は全く漢人と異なることなく、大いに進歩の見るべきものもあるも、一般的にはまだ極めて低く、其施設亦極めて不備にして遅々として振はざるの現状にある。

興安省成立後管内各文教機關を指揮して極力蒙古文化の促進を圖り、教育施設の普及發達に努めてゐるが、蒙古人の民度及慣習特異性を考慮するに、實生活に則する實業教育が現状最も急務とされるに至つたので、本年度より中等程度（本科三年 師範科一年）の興安學院を開設することに決定し、専ら實業に従事する者に必要な智識と技能を授け、同時に實業を主體とする初等學校教員の養成訓練に當ることゝなつた。

尙ほ總署に於ては目下月刊蒙文雜誌「蒙古報」を發刊して、蒙古人の社會教育に力を注いでゐるが、更に一般智識の向上に資すべき各種蒙文の印刷物を刊行する爲、本年度より蒙文印刷工廠を開設した。

一、初等學校

本省管内に於ける初等學校（初級、高級、兩級完全）は現在合計七五校、生徒三、五八八名、教員一八三名にして、各分省旗縣別に之を表示すれば左の如くである。

分省旗縣市別小學校及教員、生徒數

分省旗縣別	校數	教員數	生徒數
總數	七五	一八三	三、五八八
興安東分省	一八	二六	五七二
喜札嘎爾旗	一	三	三四
布特哈旗	三	九	一七二
阿榮旗	五	五	一一〇
莫力達瓦旗	五	五	一一八
巴彥旗	四	四	一一八
興安南分省	一一	三六	七六八
科爾沁左翼前旗	一	七	一六八
科爾沁左翼後旗	三	四	八〇
科爾沁右翼中旗	一	五	一一〇
科爾沁右翼前旗	三	六	一八〇
科爾沁右翼後旗	一	四	九〇
札賚特旗	一	五	八〇
興安西分省	三四	八四	一、七六一
札魯特左翼旗	一	三	五〇

二、中等學校

中等教育機關としては興安第一師範學校及び興安第一職業學校の二校あり、興安第一師範は初級、高級の二班に分れ、各々三年を以て修業年限とす。興安第一職業學校卒業年限三年とす。

札魯特右翼旗	一	三	五〇
阿爾科爾翼旗	一	七	五〇
巴林左翼旗	一	八	八〇
巴林右翼旗	二	一五	一五〇
克什克騰旗	〇	九	三三
開魯縣	一	二	八五〇
林西縣	八	一五	二〇八
興安北分省	一一	三七	四八七
索倫旗	二	五	四七
新巴爾虎左翼旗	一	三	五〇
新巴爾虎右翼旗	一	二	二四
陳巴爾翼旗	一	四	二七
額爾克納左翼旗	一	三	二一
額爾克納右翼旗	一	一	五〇
海拉爾市	五	一九	二六八

興安師範職業二校の教員及生徒數

校 別	教 員 數	生 徒 數
總 數	二二三	一二四〇
興安第一師範	一一二	一一二〇
興安第一職業	一一一	一二一〇

三、國外留學生

建國以前に於ける蒙古人の國外留學生は、殆んど自費にして、其數亦極めて少數だったが、建國後一般留學生の事項は直接文教部に於て、全國的に管理統制するに至つた爲め文化の普及促進に伴ひ、蒙古人の國外留學生は年々増加するに至るだらう。康徳元年七月現在國外（日本）留學生數は東分省五人、南分省七人、西分省一人、北分省五人、となつてゐる。

第七章 産 業

興安省の産業は牧畜業を以て首位となすも、金、石炭、鑛油等の鑛産資源亦頗る有望にして、其他天然特産物として鹽、曹達あり、甘草あり、更に呼倫湖、貝爾湖には湖沼漁業行はれ、古來魚類の棲息豊富なるを以て著はれてゐる。林業に至ては大興安嶺山脈地帯に、未だ斧鉞を入れざる一大森林地帯横はり、又農耕は逐年牧地に進入して、新たな農

業地帯發達の道程を辿らんとしてゐる。

工業は生産物資の比較的豊富であるにも拘らず、特記すべきもの無く、只だ各地の情勢に應じて、獸毛加工業、城鍋業、燒鍋、麵舗業の小工業存在するに過ぎない。工業原料の供給地である。

要するに本省の産業經濟上に於ける價値は、今後の指導開發如何に俟つものであるが、開發關鍵たる鐵道其他交通機關の發達に伴ひ、將來刮目して見るべきものがあらう。

第一節 牧 畜 業

(一) 概 況

家畜は由來蒙古人にとつての唯一の生活資料の給源であり、唯一の財産でもあつた。牧畜が蒙古人の唯一の生業であるのもこゝに在するわけであるが、漢人移民の進入に依り牧地は狭められ、而かも時代の潮流は漸次墾牧混交の傾向を醸するに至つた。然し牧畜が未だ蒙古人に對する唯一のものであるのは言ふ迄もない。本省に於ては北分省の三河地方以北を除く大部分及西分省の北部並に南分省興安嶺周麓地方は純牧地帯にして、現在に於ても廣漠なる草原を天惠の牧野とし、家畜を伴侶として悠々生計を營んでゐるが、其の外の地方に於ても蒙古人にして家畜を飼養せざるものは殆んど無く、本省管内至る所に放牧の群を見ることが出来る。従て家畜頭數は其人口に比して頗る多く、殊に綿羊に至つては夙に世人の知る所である。今こゝに正確なる頭數を擧げることがは、現狀に照して困難であるが、管内各機關よりの報告を綜合するに、推定頭數羊一千萬頭、牛二十八萬頭、馬十八萬五千頭を擧げることが出来る。

尙ほ海拉爾、鄭家屯、通遼、洮南、經棚、林西、赤峰、錦州等は古へより蒙古畜産物の集散市場として著名である。

家畜の分布 本省内に於ける家畜は羊、牛、馬を主とするも其中羊最も多く牛、馬之に次いでゐる。駱駝は北分省及西分省内に役畜として飼育されるも、其數多くはない、約六千八百餘頭である。其他驢、驢、豚等もあるも殆んど開拓地方に於て飼養されてゐる。之を分省別に就て見るに牧畜の最も盛なる地方は北分省にして推定頭數羊（山羊も含む）七十萬頭、馬十一萬七千五百頭、牛十一萬二千三百頭、駱駝五千二百頭に及んでゐるが、就中新巴爾虎左、右兩旗は斷然頭角を表はし、陳巴爾虎旗、索倫旗が之に次いでゐる。尙ほ北滿鐵路線には漢人飼養の豚及び驢相當數ある。西分省は近年南方より農耕の進入するに伴ひ、純牧者を減する傾向あるも猶ほ飼育は盛んである。推定頭數羊（山羊を含む）十八萬五千頭、牛九萬六千頭、馬二萬三千九百頭、駱駝一千四百頭に於て巴林右翼旗最も多く、阿爾科爾沁旗克什克騰旗之に次いでゐる。

南分省は匪賊に依る被害相當多く、南部地方は殊に甚だしきものもあるも猶ほ相當數を有し、推定頭數羊（山羊を含む）十八萬頭、牛六萬頭、馬三萬五千頭にして、科爾沁右翼前旗最も多く科爾沁左翼中旗、扎賚特旗の順序にある。東分省は近年耕作地の増加に伴ひ牧畜者減少し、加うるに匪賊の被害を受けて著しく家畜數減少した。頭數は北部より南部に多きも推定牛九千三百頭、馬八千七百頭、羊一千三百頭に過ぎない。

興安省各分省旗縣別家畜推定數

分省旗縣別	緬羊 (山羊ヲ含ム)	牛	馬	駱駝
總計	一、〇六七、二六一頭	二七八、三八七頭	一八五、二二七頭	六、八七四頭

分省旗縣別	緬羊 (山羊ヲ含ム)	牛	馬	駱駝
興安東分省	一、二九七	九、二八一	八、七六二	
喜札嘎爾旗	二六九	一、一九三	一三三	
布特哈旗	八七〇	三、六六二	四、一三二	
阿榮旗	一五八	一、六五一	二、〇四三	
莫力達瓦旗		一、七三二	一、八一七	
巴彥旗		一、〇五三	六三七	
興安南分省	一八〇、七二二	六〇、七四八	三四、九九〇	一九七
科爾沁左翼前旗	二二、五〇〇	一一、〇〇〇	六、〇〇〇	
科爾沁左翼後旗	一五、〇五〇	一五、八九八	二、三四六	七三
科爾沁左翼中旗	三〇、五〇〇	五、〇〇〇	一七、〇〇〇	
科爾沁右翼中旗	一一、三七八	三、四八五	二、一一三	七四
科爾沁右翼前旗	五一、〇七〇	一一、一五〇	三、五二五	五〇
科爾沁右翼後旗	二一、五〇〇	七、〇〇〇	二、五〇〇	
札賚特旗	二七、七三三	五、二一五	一、五〇六	
興安西分省	一八五、四六七	九六、〇六六	二二、九一九	一、四一五
札魯特左翼旗	一一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇
札魯特右翼旗	一一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
阿爾科爾沁旗	三一、二六一	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四〇〇
巴林左翼旗	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	二、五〇〇	二〇〇
巴林右翼旗	四八、〇〇〇	九、七二〇	四、九三〇	二〇〇
克什克騰旗	二九、一〇〇	一一、五〇〇	六、一〇〇	二一五
開魯縣	五、一〇六	六、〇〇〇	二、〇〇〇	

林 西 縣	興 安 北 分 省	索 倫 旗	新 巴 爾 虎 左 翼 旗	新 巴 爾 虎 右 翼 旗	陳 巴 爾 虎 旗	額 爾 克 納 左 翼 旗	額 爾 克 納 右 翼 旗	海 拉 爾 舊 市
三五、〇〇〇	六九九、七七六	六一、三三三	二七七、九七七	二五三、三六七	九二、五四四	一三、八一四	六一	六九〇
九、八四六	一一二、二九二	二二、四四二	三四、九五四	二二、六四九	一六、三〇七	一四、六六二	一一八	一六〇
一、三八九	一一七、五五七	一五、三六三	三九、四七一	二六、一四六	三〇、五七七	四、七二五	五三一	七四四
一五〇	五、二六二	四七六	二、三三〇	二、一一〇	三三〇			一六

(二) 畜 産 品

羊、綿羊を主として飼養するも、皆多少は山羊を混牧してゐる。蒙古綿羊は長尾種中脂肪種に屬し、被毛は綿毛と粗細毛と混成した混毛種である。元來漢人は副業的に之を飼養するが、蒙古人にとつては、肉用搾乳又は皮毛用として直接生活資料の給源となる最も重要なものである爲め、牛、馬以上に多數を飼養する所以でもあらう。

然し蒙古人間には羊毛及絨毛は從來副産物として取扱はれてゐた爲め、羊毛の品質は概して粗悪にして、其用途も制限せられ、主として下等絨に混用し又は毛布用に供せられ、海外輸出物は殆んど「カーベットウール」として使用される。羊毛の改良増殖は將來最も有望な事業である。

産地としては本省管内殆んど牧羊を見ない所はないが、特に北分省及び管外の察哈爾烏珠穆沁地方は最も有名である。一九三三年に於ける海拉爾出廻數量は大約羊毛一六、〇〇〇擔、羊二〇、〇〇〇頭、羊皮四萬枚。四洮沿線大約羊毛二、一〇〇擔、羊八、〇〇〇頭、羊皮三一、〇〇〇枚。經棚、林西(一九二五)方面大約羊毛一、五〇〇擔、羊一九、〇〇〇頭、羊皮四四、〇〇〇枚となる

も羊は殆んど現地消費である。

牛、蒙古牛は牡牝共に暗赤色、赤班色、虎色が多く黒色は其數僅少である。蒙古人は之を搾乳用及び食用に供する外役畜として物資運搬の重要な役割に供する爲め、貴重なる家畜として飼養される。尙ほ蒙古人は日常牛乳、羊乳を以て黄油、奶豆腐、奶皮子、奶酒等の飲食物を作つて使用してゐる。

蒙古牛は堅忍従順にして、粗悪なる飼料に堪え、疾病に對する抵抗力も強く、一般に強健なる體質を有してゐるが、之を肉用として見るときは、體軀矮小、晩熟にして肉量多くなく、脂肪の沈著又不良である。之を搾乳用として見るも泌乳期間短く泌乳力乏しき爲、其價值は減殺される。但し脂肪含有量は極めて豊富である。

蒙古畜牛は北滿沿線又は多倫、赤峰、錦州を經由して張家口、天津方面にも相當宛輸出せられたが、南滿方面への出廻りは例年約三萬頭と稱せられてゐる。一九三三年に於ける海拉爾及び甘珠爾市會の出廻りは約五千六百頭、四洮線約二萬頭にして經棚、林西は約五千五百頭となつてゐる。

蒙古牛皮は之を達牛皮と稱し、蒙古牛の飼育粗放なる爲、自然品質も劣等となり、特に牛蠅の被害多く、取引價格は最も安く、下等なる革製品に利用せられるのみである。

海拉爾其他の市場出廻りは約二萬五千枚である。

馬、馬は蒙古人にとつての唯一の交通機關である。従つて蒙古人の生活には缺くべからざるものである爲、各戸に飼養されるも、純牧地帯に於ては殆んど乗用のみに使用され、役用としては牛、駱駝が用ひられる。蒙古馬は體軀一般に矮小なるも體力強く、持久力に富み、粗食に堪える特色を有つてゐる。農耕地帯に於ては農耕用輓用、或は農産物運搬用として使役される。産地は内外蒙古一帯なるも北滿に供給せられるものは北分省を主とし海拉爾、滿洲里、齊々哈

爾に集散し、南滿のものは多く西、南兩分省にして、特に察哈爾烏珠穆沁は最も著名である。北滿沿線及び額爾克納左翼旗地方には後貝加爾系馬と蒙古馬との雜種少くない。この系統は蒙古馬に比して體格比較的優秀にして能力も凌駕してゐる爲め、物質運搬用として又は競馬用として重んぜられてゐる。

近年北分省に於ける馬匹市場は殆んど海拉爾に限られ、馬匹購入者は齊々哈爾濱、新京等の商人之に次いでゐる。買付數量は勿論農耕地方の經濟狀況に左右されるが、一九三三年海拉爾出廻數量は約一千三百頭にして四洮沿線は約四萬三千頭、林西は約四千頭である。馬皮の出廻りは海拉爾約四千枚、四洮沿線約四千五百枚、林西は約二千枚となつてゐる。尙ほ馬毛は刷毛の原料として需要もあるも、近時集散額激減してゐる。

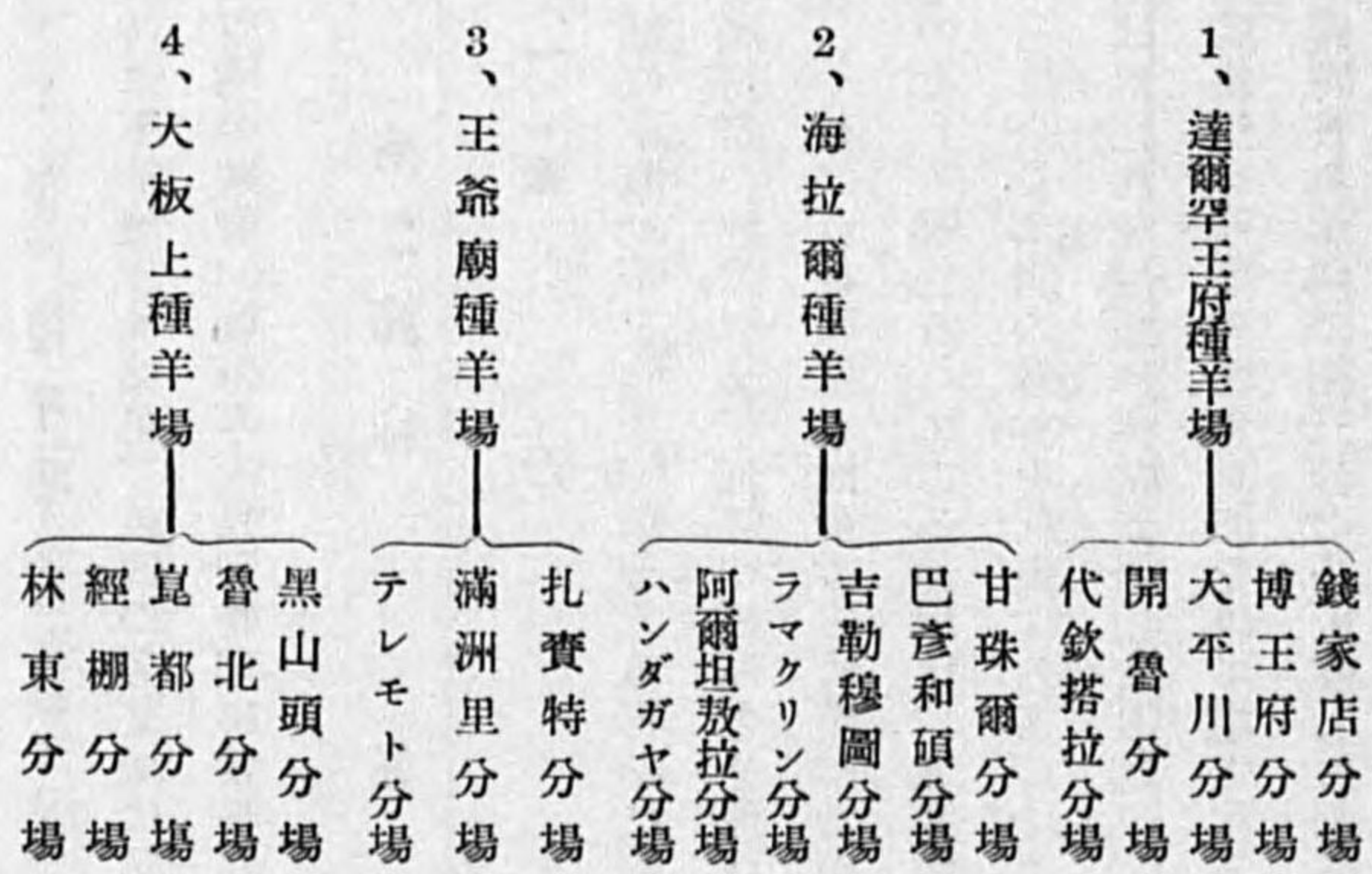
(三) 畜産施設

蒙古産綿羊は氣候風土に慣れ概して體質強健であるが、蒙古人は從來肉と毛皮とを目的としてゐる爲、羊毛の改良に就ては餘り顧られず、毛質は粗悪にして毛量は少なく著しい缺點を有してゐる。

然し文化の發達に伴ひ、毛皮の利用は羊毛の利用に進むべきは當然で、從て採毛用としての改良増殖は蒙古人の經濟的向上と日滿兩國の羊毛の需要に鑑み、最も須要な問題である。

本省成立以來管下各關係機關を指揮監督して、飼養管理の改善牧野の改良、生産物取引機關の設置等綿羊改良の増殖に要する根本的調査準備に着手して來たが、大同二年度に於ては差當り海拉爾に種羊牧養場を假設し、メリノー種及改良種牝計八十二頭を繋養し、民間種羊に種付を完了したが、本格的に改良に着手する必要があるもので、康德元年度よりは愈々メリノー種及コリデル種の基礎蕃殖羊を米濠より輸入し、蒙古種と交配して生産に當らしめることゝなつた。而かして十八ヶ年計畫を以て改良種一千萬頭に達せしめ、年額三千四百萬封度の純毛を生産せしめんとするものである。

種羊場、畜産改良十八ヶ年計畫に基づくもので、種羊場は康德五年度迄に五ヶ所を設置し、康德七年度迄に分場二十ヶ所を開設し、改良種の生産に當らしめ、之を民間に貸付け、種付して改良に従事せしめる計畫である。種羊場並に分場の設立豫定位置は左の如くである。



尙ほ羊毛の改良と共に王爺廟、扎蘭屯、林西の各要地に防疫處を設置し、畜疫の防遏に當らしめ、又は各部落に組合を設置せしめて生産物の販賣、牧野の改良、管理に當らしめるべく計畫中である。

第二節 林業

(一) 概況

往時北滿一帯は一部の草原地帯を除き、鬱蒼たる密林に蔽はれた森林地區であつたが、十九世紀中葉以後に於ける漢人移民の増加と北滿鐵路の建設以後、何等の統制なき濫伐の爲め、交通便利な森林地帯はことごとく荒廢に歸し、有望な森林地區は著しく其の森林面積を減少するに至つたが、千古蓄積された美林は今尙ほ部分的に存在してゐる。現在最も價値あるものとして囑望されてゐる地域は、北滿鐵路東部沿線（松花江下流）及西部沿線の大興安嶺地帯にして大興安嶺森林こそは全く本省の森林を代表するものである。

大興安嶺森林は南は洮兒河流域並に索岳爾齊山より起り、北滿鐵路西部線を挟み、北は黑龍江沿岸に至る大興安嶺の本支脈を覆ひ、東は嫩江、西はアルグン河を以て境とする延長實に一千軒に渉る大森林にして、其想定面積千四百萬ヘクタールに及び興安省全面積の約三分の一に達してゐる。

右森林中約五十％は密林地帯にして、粗林地及び散生帯は各々約二十五％の面積を占めてゐるが、之が想定蓄積量は平均一ヘクタール當約四百石として、約五十六億石の立木蓄積量を有することとなる。而かして森林中比較的鐵道と近距離にある地區は、大興安嶺山脈の西側に海拉爾河の上流地及克勒都爾河の上流地、南方には伊敏河の上流地があ

り東側には阿倫河、雅綠河及び畢拉河の上源地と綽爾河の上源地がある。

樹種の分布は主として(一)、針葉樹 タフリカカラマツ、シベリヤ赤松 (二)、闊葉樹 樺、柳楊、楡、榿にして其中タフリカカラマツは大面積に亘つて單純林を構成してゐる所があるが、多くは白樺と混淆して、帶狀或は群狀をなしてゐる。混淆の割合は針葉樹七十％―五十％、闊葉樹三十％―五十％と言はれてゐる。

本省管内の森林想定面積を各分省別に表記すれば左の如くである。(單位ヘクタール)

分省別	密林地	粗林地	散生地	小計
興安東分省	三、七〇〇,〇〇〇	一、五五〇,〇〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	六、八九〇,〇〇〇
興安南分省	六〇〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	一、七〇〇,〇〇〇
興安西分省	—	五〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇
興安北分省	三、一〇〇,〇〇〇	一、五五〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	六、一五〇,〇〇〇
總計	三、四〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇	一〇、四〇〇,〇〇〇

(二) 林区

林区の主なるものは興安嶺西部斜面のウオロンツオフ林区と東部斜面の北滿鐵道綽爾林区及び日人企業として滿鐵、滿洲國合辦の札免公司の林区を擧げることが出来る。

ウオロンツオフ林区は海拉爾河上流及支流に跨り、境界不確明なるも林区面積約七二〇,〇〇〇ヘクタールを下ら

ずと言はれてゐる。木材は海拉爾河の水流を利用し牙克石に流送する。

北鐵綽爾林區は大興安嶺東南の綽爾河の上源地帯に在り、其面積七九、七五五ヘクタールと稱せられる。

札免公司林區(六〇七、九四七ヘクタール)は始めは、支、露合辦事業として創立されたが、一九二七年以來舊東北政權の要求である林場權問題と出資問題にからんで、露側出資者との間に紛糾が起り、其後滿鐵が露側の特株を譲り受け小規模ながら經營されたが、唯一の需用者である北鐵の不買壓迫の爲、建國以前迄は全く操業中止の状態に置かれた。滿洲國成立に伴ひ復活し、現在合辦の形に於て伐採してゐる。

大興安嶺材は其の距離が輸出市場と遠く、而かも北滿鐵道の高率運賃と立地帯の奥地にある關係上、採算とれず、生産材は從來殆んど大部分北滿鐵道用として消化せられたに過ぎない。林業は概して不振を續けて來た。將來交通機關の完成と輸送運賃、關稅等の關係が緩和されるに至つたならば、豊富な資源に依て生産材の輸出も相當期待されるであらう。

本省に於ける林務は勸業處農礦科に於て管掌してゐるが、管内森林面積の廣大なると、治安の關係上まだ全區域に亘る精密なる基礎的調査完成の域に達してゐないが、建國以前の如き無定見な濫伐は將來益々森林の荒廢を來たし憂慮すべき状態に至るので、濫伐を防いで、林力の保續を計り、合理的管理手段を講ずる爲、先ず林業權整理法を制定公布し、林場の整理に着手したが、更に森林事務所と出張所を各地に設置して、國有林の合理的經營及森林改良の指導監督に當らしむる方針である。

第三節 鑛業

本省管内に於ける鑛産資源の豊富なることは一般の豫想するところで、興安嶺を主幹として派走する山脈中には、有望視される各種鑛脈の露頭が從來屢々發見されてゐるが、交通不便と治安の關係とに依り調査不充分にして、完全なる資料に乏しく而かも現在採掘中のものは多くは規模幼稚にして、全く試験時代を脱してゐない。

現在本省に於て知られてゐるものは石炭、金其他二、三に過ぎないが、現に行はれてゐるもの及び過去に於て行はれたものを挙げれば、東分省内に於ては巴彥旗に甘河炭坑及び同旗和禮屯に水晶鑛あり、一時相當の採掘を見たが現在停止中である。西分省には札魯特右翼旗に炭坑あり、巴林左翼旗には鐵鑛あるものゝ如く又水晶を産してゐる索何を中心として東南兩分省内には從來鐵、石炭の露頭が實見されてゐる。北分省には北滿鐵道經營の札賚諾爾炭鑛あり又滿洲里の西南十八籽には察罕炭鑛あるも、鑛少く質不良にして現在休止中である。尙ほ札^二諾爾の油微地は目下探鑛中で其の試錐の結果は注目されてゐる。吉拉林河岸及び吉勤穆圖地方各所には現在砂金の採集が行はれてゐるが、幼稚な原始的土法に依り採集され而かも交通の不便、經營の小規模及び施設方法の不完備の爲、其の全價値を發揮し得ない。

札賚諾爾炭鑛 札賚諾爾炭鑛は滿洲里東方約二十七籽の地點に在り北滿鐵道の經營に係はる。埋藏量七千萬噸と稱せられるも、炭質は褐炭にして熱量少なく、粘結性なく品質も不良である。從て北滿に於ける鶴立崗稜の兩炭鑛に對抗し市場を争ふの地位に至つてない。殆んど北滿鐵道の需要如何に左右されるが、鐵道沿線に位する點に於て經濟的價値を認めることが出来る。採掘は露天掘及堅坑に依る。從來の出炭狀況を見るに一九二八年二五四、二八噸、一九二九年一八六、五〇〇噸、一九三〇年五、八〇〇噸、一九三一年は二〇、三七三噸となつてゐる。

奇乾金廠 額魯克納左翼旗にある。奇乾金廠は吉林金廠と共に歴史的に有名で、事變前は廣信公司の管理に屬した。阿拉雅、額爾克納、神仙洞の三鑛區より成り、産金額は民國三年の最盛期に於て年額一七、〇〇〇兩(一七〇貫)を産したが、民國四年以後逐年不振を續け、民國十六年休山した。尙ほ本金廠は民國三年漢河金廠より分離したものである。

吉林金廠 本金廠は露國アツパー・アムル會社の開發に係るもので、後年廣信公司が繼承し、更に民國十七年より事變迄黑河逢源公司が之を租借した。過去の産金額は累計六八五貫と推算されてゐる。

余慶溝金廠 (興安金廠) 宣統三年に開採さる。民國四年後の盛時には年産四三〇貫に及んだが、爾後激減した。鑛區は黑龍江省と本省巴產旗管内とに跨つてゐる、露支事變以後休山してゐる。

第四節 農業

蒙古地帯に於ける農業の發達沿革は、漢蒙兩民族の民族鬭争の跡とも言ひ得るであらう。清初康熙以降漢民族の移住開墾は先づ熱河の卓索圖、昭烏達及び哲里木の各盟に開始されたが(勿論これ以前に於ても漢人の蒙古侵入はあつたが、種地開墾を目的とした移住でなかつた)光緒中葉に至つて蒙地封禁制が撤廢されるに乗じ、農耕を目的とする移民は潮の如く蒙地に侵入し、耘地開拓の進展に伴ひ漸次蒙地は開放せられ、縣治の設置と共に平原地帯は餘す所なく彼等移民の開墾に委すに至つた。之が爲牧畜を唯一の生業とし、農耕技能に經驗のなかつた蒙古人の勢力は、漢人農家の經濟的壓迫を受けて、次第に現在の純蒙地帯に縮小されるに至つた。

本省管内に於て比較的農耕地の普遍せる地方は南分省にして西分省、東分省之に次いでゐる。北分省は交通、氣候風土の關係上、純然たる放牧地帯にして山地、沙漠及び低濕草原多く農耕地としての利用は比較的劣等である。各分省別に概況を列記すれば左の如くである。

東分省 布特哈旗の北滿鐵路沿線及莫力達瓦旗の諾敏河及其支流々域を主なる地方とし、阿榮旗、巴彥旗の各河川沿岸にも多少の耕地を有してゐる。作物は谷子(粟)最も多く麥、小麥も産する。布西附近には黃豆、高粱、玉蜀黍を出す。従業者は南部地方は漢人を主とし、北方に行くに従ひ蒙人の従業者を増加してゐる。耕地面積は概算既耕地六二・六平方籽、未耕地一一四、四八九・七平方籽である。

南分省 北部の山脈地方を除いては耕地比較的普遍し、特に科爾沁左翼中旗以南は耕地が最も多い。耕地面積は概算既耕地一〇、八四一、四五平方籽、未耕地一二、四三七・七五平方籽にして漢人蒙人、共に耕作に従事してゐる。又管内水田經營の朝鮮人は約二、〇〇〇人である。

作物は分省全體としては高粱、谷子(粟)黍最も多く大豆、包米、小麥之れに次ぎ、又瓜子兒の産に著名であるが、科爾沁左翼中旗以南に於ては高粱、粟多く大豆、包米之れに次ぎ、札賚特旗に於ては粟が比較的多い。尙ほ札賚特旗、科爾沁右翼前旗及科爾沁左翼中旗以南には若干の水田あり、水稻を産する。

西分省 潢河(錫喇木倫)流域以北平原各地に耕地散在し、蒙漢人が農業に従事してゐる。作物の主なるものは谷子(粟)蕎麥、瓜子兒、高粱、大豆等にして林西、克什克騰旗地方に於ては麥(燕麥)小麥等も栽培され、豐稟は開魯、林西、魯北、天山、林東、經棚の各地方至る處に於て栽培されてゐる。分省耕作面積はまだ全般の調査未了であるが概算、既耕地二、二六八平方籽、未耕地九、九〇〇平方籽である。

北分省 北滿鐵路沿線、額爾克納河流域及三河流域地方を主とする。北滿鐵路沿線は滿露人により耕作せられ牙克

石、海拉爾、札賚諾爾附近を主要地としてゐる。額爾克納河流域地方は露滿人多く農耕に従事し、三河地方は地味比較的肥沃にして、露人の農牧に従事するもの約五千餘人である。作物は北滿鐵路沿線は蔬菜類を主とし、額爾克納河及三河流域地方は小麦燕麥を主とし、自家用蔬菜をも栽培してゐる。耕地面積は概算三四一・七平方料、未耕地一三、三七五平方料である。

第五節 漁業

(一) 概況

本省に於ける漁業地區は北分省の呼倫湖(グライノール)及貝爾湖(ボイルノール)の二大湖沼及び之に屬する水系と西分省の達里諾爾が最たるもので、他に東分省の甘河諾敏河、北分省の額爾克納水系、南分省の洮兒河、東科中旗の泡子、西分省の達拉干諾爾の各産地を擧げることが出来るが、呼倫、貝爾の二湖及達里諾爾を除いては魚獲が少ない魚類は鯉魚、鱒魚(鮭)を主とし、其他鯰、白魚、狗魚等尠くない。

呼倫湖及水系 呼倫湖は滿洲里を去る東南約六〇料の位置に在り、總水面積一、一〇〇平方料の楕圓形の湖水にして本省内最大の湖水である。水深は概して淺く、一年を通じて魚獲があり、大部分は鯉にして鱒魚之に次いでゐる。呼倫湖水系に於て最も早く漁業の行はれたのは烏爾順河であるが、近年水量減水し、呼倫、貝爾兩湖の魚類の交遊を不可能ならしめ、魚獲物は著しく減少するに至つた。克魯倫河は外蒙より呼倫湖に注ぐも、水量は概して少ない。

貝爾湖 貝爾湖は海拉爾の西南約二〇〇料、北分省と外蒙との境界に在り、總水面積六〇〇―七〇〇平方料にして古來呼倫湖と共に魚類の棲息頗る豊富なるを以て著名である。以前露人に依て魚獲に着手され、魚獲物は歐露及西比

利亞方面に輸出されてゐたが、其後露人の漁場を放棄するに至り同湖の魚類は益々繁殖するに至つた。

額爾克納河水系 額爾克納河及其支流、海拉爾河、根河等は水深淺く、或は水流の急なる爲大魚の棲息に適しない營利的漁業上より見るときは、注目に價するものがない。

達里諾爾 達里諾爾は周圍約六〇料、古來漁獲の豊富なるを以て名がある。例年五六月に至れば各地より雲集せる漁業者が湖澤の周圍に天幕をはり、漁獲に従事する。魚種は主として鱒魚及び搗子魚にして、乾魚として多倫諾爾經棚、林西方面の市場に販出される。

漁期、漁具 北滿の湖沼の漁撈は、大體に於て冬季結氷を確碎して行はれるを普通とする。呼倫湖に於ては夏期二、三の漁場あるも主として冬期の漁撈行はれ、魚期は大體夏期五月より九月迄、冬期は十一月中旬より二月下旬に終る呼倫湖水系の烏爾順河、克魯倫河の漁撈は、春季解氷直後より夏期にかけて行はれる。

漁具は呼倫湖に於ては夏期、冬期共に曳網(打網兒)に依り、烏爾順河、克魯倫河は呼倫湖に比して小網なるも同様曳網を行ふ。其他の河川、泡子にあつては拉網、懸網、掬網が多く使用される。

(二) 産額及販路

滿洲里は北滿に於ける淡水魚取引の最大市場にして、呼倫湖水系にて漁撈せられた漁獲は殆んど一旦滿洲里市場に集り、各地に仕向けられる。出廻數量は夏期に少なく冬期に多い、冬期は凍魚として長期の貯藏に堪え、遠距離の市場と雖も之を供給し得る爲である。販路は南北滿洲に涉り、北滿沿線齊々哈爾濱、安達、哈爾濱、寬城子の各市場に仕向けられ、寬城子行魚類は仲買人の手に依り轉じて南滿各地に輸送される。

尙ほ新京に於ては大賚、扶餘等より松花江、嫩江の凍魚、出廻るも其數量は滿洲里産の比でない滿洲里産凍魚の賣行

良好な魚類は大型の鯉、鮭、白魚等である。
漁獲高は豊漁、不漁の如何に依るも最近烏爾順河の魚類遮断の爲、呼倫湖の漁獲高は著しく減少した。例年輸出額は約百三、四十萬貫と見られてゐる。尙ほ一九二七年滿洲里及札賚諾爾兩驛より輸出された魚類は滿洲里消費量を合して約二百二十萬貫の多額に達したことがある。

良好な魚頭は大型の里、付、白魚等である。

康德元年九月二十日 印刷
康德元年九月二十一日 發行

興安總署調査科

新 京 朝 日 通
印刷所 川口印刷所新京工廠

14.5
399

終